西宮市後期高齢者医療総合健康診断 (人間ドック) 受診費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市在住の兵庫県後期高齢者医療広域連合の被保険者の健康づくり意識の向上 及び健康の保持増進に寄与するため、総合健康診断(以下「人間ドック」という。)受診費用の一部 を予算の範囲内において助成する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

- 第2条 人間ドックの受診費用の助成を受けることができる者は、次の各号すべてに該当する者とする。
 - (1) 西宮市在住の兵庫県後期高齢者医療広域連合の被保険者
 - (2) 人間ドックを受診する年度の西宮市後期高齢者医療健康診査(西宮市後期高齢者医療健康診査事業実施要綱に基づき実施するもの。以下「長寿健康診査」という)の受診対象者であること。
 - (3) 人間ドックを受診する年度に長寿健康診査を受診していない者。
 - (4) 人間ドックを受診する年度の前年度までの後期高齢者医療保険料を完納している者。ただし、 人間ドックを受診する年度の 6 月 30 日までの申請に対しては、人間ドックを受診する年度 の前々年度までの後期高齢者医療保険料を完納している者を対象とする。
- 2 受診費用の助成は、1人につき1年度1回を限度とする。また、同一年度に、西宮市国民健康保険 総合健康診断(人間ドック)受診費用助成を受けた者は、当該助成を受けることはできない。

(助成)

第3条 助成は、別表に定める市長が指定する機関(以下「指定機関」という。)において、当該指定機関が実施する同表に掲げるコースを受診した場合に行う。

(申請)

第4条 人間ドックの受診費用の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、指定機関でコース及び受診日時を予約した後、受診日の2週間前までに被保険者証及び西宮市長寿(後期高齢者)健康診査受診券(以下「健康診査受診券」という。)を提示して、西宮市後期高齢者医療総合健康診断(人間ドック)受診費用助成申請書(様式1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、健康診査受診券を交付するまでに申請する者は、健康診査受診券の提示を要しない。

(決定)

第5条 市長は、申請書の提出があった場合は、申請内容を審査し、適正と認めたときは、指定機関と 連絡をとり、西宮市後期高齢者医療総合健康診断(人間ドック)受診費用助成券(様式2号。以下「人間ドック助成券」という。)を申請者に交付するものとする。

(費用負担)

第6条 人間ドックの受診に係る費用負担は、別に定める自己負担額を指定機関が申請者より徴収し、 残りは市が負担するものとする。ただし、申請者が、助成券に記載されたコースの他に検査等を受け た場合、当該検査等に係る費用は全額申請者の負担とする。

(受診の方法)

第7条 申請者は、人間ドック助成券、健康診査受診券、被保険者証、及び指定機関が定める必要書類を持参のうえ、予約した受診日時に指定機関で受診するものとする。ただし、健康診査受診券を交付するまでに第4条に基づく申請をした場合、健康診査受診券の持参は要しない。

(変更手続)

第8条 人間ドック助成券の交付を受けた者が、受診を中止または予約変更しようとするときは、直ち にその旨を指定機関及び市長に届け出なければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年2月1日から実施する。
- 2 改正後の西宮市後期高齢者医療総合健康診断(人間ドック)受診費用助成事業実施要綱は令和2年度以降の受診について適用し、令和元年度中の受診については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年3月24日から実施する。
 - 2 改正後の西宮市後期高齢者医療総合健康診断(人間ドック)受診費用助成事業実施要綱は令和2年度以降の受診について適用し、令和元年度中の受診については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年2月1日から実施する。
- 2 改正後の西宮市後期高齢者医療総合健康診断(人間ドック)受診費用助成事業実施要綱は令和6年度以降の受診について適用し、令和5年度中の受診については、なお従前の例による。

別表 (第3条関係) 指定機関及び助成するコース

指定機関	コース	受診費用 (税込)	市助成額	自己 負担額
	半日一般ドック	44,000 円	19,000 円	25,000 円
	半日脳ドック	46, 200 円	19,000 円	27, 200 円
	半日心臓ドック①	66,000円	19,000円	47,000 円
	半日心臓ドック②	48,400 円	19,000 円	29,400 円
	半日心臓ドック③	40,700 円	19,000 円	21,700 円
西宮市立中央病院	半日一般脳付ドック	71,500円	19,000 円	52,500 円
	1日ドック(脳付)	99,000円	19,000 円	80,000円
	1泊2日ドック	94,600 円	19,000 円	75,600 円
	1泊2日ドック(脳付)	124, 300 円	19,000 円	105, 300円
	1泊2日ドック (肺付)	115,500円	19,000 円	96, 500 円
	1泊2日ドック(脳・肺付)	145, 200 円	19,000円	126, 200円
	Aコース	20,592円	13, 102 円	7, 490 円
	Aコース (バリウム未実施)	13,607円	8,657 円	4,950円
	Bコース	37, 400 円	19,000 円	18,400 円
	Bコース (胃カメラ)	40,700 円	19,000円	21,700円
	Bコース (バリウム、胃カメラ未実施)	30,404 円	19,000円	11,404円
西宮市医師会診療所	Cコース	43, 450 円	19,000 円	24, 450 円
	Cコース (胃カメラ)	46,750円	19,000 円	27, 750 円
	Cコース(バリウム、胃カメラ未実施)	36, 454 円	19,000円	17,454円
	スヘ゜シャルコース	56,650円	19,000 円	37,650 円
	スペシャルコース(胃カメラ)	59,950円	19,000円	40,950円
	スペシャルロース(バリウム、胃カメラ未実施)	49,654円	19,000円	30,654 円
北口保健福祉センター検診施設	健康ドック	16,900 円	10,470 円	6,430 円
	半日ドック 一般	27,500 円	17,500 円	10,000円
高田上谷病院	半日ドック シルバー	55,000 円	19,000 円	36,000 円
	1日ドック ゴールド	75, 370 円	19,000 円	56, 370 円
	1日ドック プラチナ	80, 463 円	19,000円	61, 463 円
谷向病院健診センター	西宮市ドック	39,600 円	19,000 円	20,600 円

樣式1号(国保第4条、	後期第4条関係)	,					
西 宮 市 □ 国 民 健 康 保 険 □ 後期高齢者医療制度							
総合健康診断(人間ドック)受診費用助成申請書							
		D X / L S / X · I II I					
西宮市	長 様	20 年 月 日					
西宫市総合健	康診断(人間ドック)の受診費用の助成を受けた	といので、下記のとおり申請します。					
	記 受任	付番号					
国保保険者番号	280057 被保险者証悉						
後期保険者番号	2 8 0 0 5 7 被 保 険 者 証 番 3 9 2 8 2 0 4 1 (国保の場合:左詰で枝番)						
フリガナ	-	生 明 油 大正 年 月 日					
受診者氏名		月 日 昭和					
住 所	西宮市	1					
		□ 半日一般ドック 1					
		□ 半日脳ドック 2					
		□ 半日心臓ドック H□ 半日一般脳付ドック 4					
	西宫市立中央病院	□ 1日ドック(脳付) 0					
		□ 1泊2日ドック 5					
		□ 1泊2日ドック(脳付) 6					
		□ 1泊2日ドック(肺付) 7					
		□ 1泊2日ドック(脳・肺付) 8					
l .		□ A⊐−ス A □ B⊐−ス B					
受診機関		□ Bコース (胃カメラ) X					
	□ 西宮市医師会診療所	□ C⊐-ス C					
		□ Cコース(胃カメラ) Y					
		□ スペシャルコース s					
l .		□ スペシャルコース(胃カメラ) Z					
	北口保健福祉センター検診施設	□ 健康ドック 9 □ 半日ドック 一般 D					
		□ 半日ドック →版 □ □					
	□ 高田上谷病院	□ 1日ドック ゴールド F					
		□ 1日ドック プラチナ G					
	□ 谷向病院健診センター	□ 西宮市ドック1					
受診(予約)日	20 年 月 日(曜日)~ 月 日(曜日)					
健診受診券(中請時)	有 ・無 (自宅にある ・ 再発行中) (本庁用)受診	者確認欄 保険証 受診券 選転 マイナンバー その他 角許証 カード ()					
 ◎保険料の未納がある世帯(後期高齢者医療制度加入者は受診者本人)については、必ず保険料を完納のうえ申請してください。 ③人間ドックを受診した人は、特定健康診査または長寿健康診査を受診したことになります。受診結果により保健事業の対象となった人へは担当(保健師や委託業者等)から連絡させていただことがあります。 ⑤人間ドックの助成を受けられるのは1年度に1回限りです。同年度内に重複して特定健康診査や長寿健康診査は受診できません。 ⑥人間ドックの受診費用助成申請後であっても、助成要件を満たさなくなった場合、費用の助成ができなくなりますのでご注意ください。 							
また、人間ドックを受診した後に助成要件を満たしていなかったことが判明した場合、助成費用を返還していただきます。 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――							
要件審査		- 年度内助成 無 · 有					
上記の者に受診費用助成券を交付してよろしいか							
課長保長	係	様					

様式2号(国保第5条、後期第5条関係)								
西 宮市 国民健康保険								
M 1	■ 『し □ 後期高齢者』	医頻	と 制 月	变 .	J			
総合	建康診断(人間ドック)	受	診事	き用り	助 成 :	券		
20 年	月 日							
	+ F							
	西宮市長		_					
	受	寸 番	号					
国保保険者番号	放 体 医 们 証 管		П		П	ПП		
後期保険者番号フリガナ	3 9 2 8 2 0 4 1 (国保の場合:左詰で枝番	生生	明治			+		
受診者氏名		年月	大正照和	年	月	B		
D 100	不会士	電	-11 18			-		
住 所	西宮市	100						
l				般ドック		1		
l		뮤	半日脳			2 H		
ı		H	当 半日心臓ドック H⇒ 半日一般脳付ドック 4					
l	□ 西宮市立中央病院	□ 1日ドック(脳付) 0						
ı			□ 1泊2日ドック 5					
			□ 1泊2日ドック(脳付) 6□ 1泊2日ドック(肺付) 7					
ı								
ı		뷰	□ 1泊2日ドック(脳・肺付) 8□ Aコース A					
ı		H	□ A⊐ース A □ B⊐ース B					
受診機関	□ 西宮市医師会診療所□ 北口保健福祉センター検診施設		□ Bコース(胃カメラ)					
ı			C=-			С		
ı			□ Cコース(胃カメラ)					
ı			□ スペシャルコース					
			健康ド	-	ス(胃カメ	ラ) Z 9		
ı	1.1 1 不開催化センター快砂地放	H		ック –	-80-	D		
ı	□ 高田上谷病院		半日ド		ルパー	E		
l			1日ドッ		ールド	F		
			1日ドッ	ウ ブ	゚ラチナ	G		
	□ 谷向病院健診センター		西宮市			1		
受診(予約)日	20年月日(曜日) ^	~ J	月	日 (曜日)		
健診受診券(中請時)	有・無 (自宅にある・ 再発行中)							
(注意事項)								
1. 受診コースに定めのない検査については、すべて受診者の自己負担となります。予約されたコース以外の受診はできませんので、								
コースを変更する場合は、受診機関および国民健康保険課または高齢者医療保険課に中し出てください。 2. この受診費用助成券は、受診の際に、受診機関へ提出し、受診機関の窓口で受診するコースの自己負担額をお支払いください。 カセッドロースを乗用助成券の環境はどの場合は、本数も自己負担フェンをど組みせたいなか。								
なお、当日、受診費用助成券の提出がない場合は、全額を自己負担していただく場合があります。								

- 3. この受診費用助成券の「受診者氏名」欄に記名された人以外は、この券を使用できません。
- 4. 上記記載の受勢日に必ず受勢してください。やむを得ない事情により受診日を変更しようとするとさは、受診日の1週間前までに受診機関および国民健康保険課または高齢者医療保険課に中し出てください。
- 5. 人間ドックを受診した人は、特定健康診査または長寿健康診査を受診したことになります。受診結果により、保健事業の対象となった人へは担当(保健師や委託業者等)から連絡させていただくことがあります。
- 6. 人間ドックの受診費用助成申請後であっても、助成要件を満たさなくなった場合、費用の助成ができなくなりますのでご注意ください。また、人間ドックを受診した後に助成要件を満たしていなかったことが判明した場合、助成費用を返還していただきます。